

定例監査の結果に基づき講じた措置の公表について

令和7年度実施の定例監査の結果に基づき講じた措置について、中央区長から別添のとおり通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき公表します。

令和8年4月6日

中央区監査委員	守 本 利 雄
同	窪 木 登志子
同	墨 谷 浩 一

令和8年2月24日付け7中監第232号「令和7年度定例監査結果報告書」に基づき講じた措置

区民部 区民生活課

指摘事項	<p>郵便料金の改定に伴い、所属長の決裁を受けずに、保有している一部の郵券を料金改定後の券種に交換していました。保有財産の内容を変更する手続であるため、適切な事務処理を行ってください。</p>
措置状況	<p>郵券の取扱いを担当する職員の理解が不十分であったことが原因のため、郵券は購入時だけでなく交換の際にも所属長の決裁が必要である旨を係全員に周知するとともに、郵券を管理する帳票等に注意事項として記載し、再発防止を徹底いたします。</p> <p>係内で確認した事務処理方法については、課内の定例会議にて各係に共有し、課内の各職員にも周知いたしました。</p>